

別表 1

補助対象事業	補助対象経費	補助額
<p>・介護ロボット・ICT導入支援事業補助金交付要綱第2条第2項第1号に定める事業（介護職員の負担軽減に資する介護ロボット（次の1から3の全ての要件を満たすもの。）を介護サービス事業所に導入する事業）</p> <p>1 目的要件 日常生活支援における，①移乗介助，②移動支援，③排泄支援，④見守り・コミュニケーション，⑤入浴支援，⑥介護業務支援のいずれかの場面において使用され，介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。</p> <p>2 技術的要件 次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。 ①ロボット技術（※）を活用して，従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット ※(i)センサー・AI等により外界や自己の状況を認識し，(ii)これによって得られた情報を解析し，(iii)その結果に応じた動作を行う介護ロボット ②経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成25年度～平成29年度），「ロボット介護機器開発・標準化事業」（平成30年度～令和2年度），「ロボット介護機器開発等推進事業（開発補助）」（令和3年度～）において採択された介護ロボット（「重点分野6分野13項目の対象機器・システムの開発」に限る。）</p> <p>3 市場的要件 販売価格が公表されており，一般に購入できる状態にあること。</p>	<p>介護ロボット等導入に要する備品購入費，使用料及び賃借料，需用費及び役務費とする。ただし，使用料及び賃借料の補助対象となる期間は，交付決定のあった日の属する月から実績報告の前月までに限る。 以下は補助対象から除くものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消費税及び地方消費税 2 保険料 3 携帯端末等のインターネット接続が可能な通信機器 4 機器のメンテナンスに要する費用 5 交付決定前に購入又は賃借したもの 6 その他本事業の趣旨から適当とは認められない費用 	<p>【移乗支援（装着型・非装着型），入浴支援】</p> <p>1 機器（台）につき1,000千円を補助上限とし，補助対象経費に二分の一を乗じて得た額 ただし，様式第1号別紙(1-3)（介護ロボット・ICT導入計画書（3））を添付して申請し，適切と認められるものにあつては，1 機器（台）につき1,000千円を上限とし，補助対象経費に四分の三を乗じて得た額とする。このとき，当該様式を添付し申請した場合であっても，その内容によりまたは申請総額が予算額を上回った場合において，補助対象経費に二分の一を乗じて得た額を上限として交付決定を行うことがある。</p>
<p>・介護ロボット・ICT導入支援事業補助金交付要綱第2条第2項第2号に定める事業（介護職の魅力向上に資する次世代型の介護ロボット等を介護サービス事業所に導入する事業）</p> <p>入居者の生活の質の向上，介護予防等につながる次世代型のもの。</p>		<p>1 機器（台）につき500千円を上限とし，補助対象経費に二分の一を乗じて得た額。 ただし，様式第1号別紙(1-3)（介護ロボット・ICT導入計画書（3））を添付して申請し，適切と認められるものにあつては，1 機器（台）につき500千円を上限とし，補助対象経費に四分の三を乗じて得た額とする。このとき，当該様式を添付し申請した場合であっても，その内容によりまたは申請総額が予算額を上回った場合において，補助対象経費に二分の一を乗じて得た額を上限として交付決定を行うことがある。</p>

<p>・介護ロボット・ICT導入支援事業補助金交付要綱第2条第2項第3号に定める事業（見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を介護サービス事業所に整備する事業）</p>	<p>1 Wi-Fi 環境を整備するために要する工事費，備品購入費，使用料及び賃借料，需用費及び役務費とする。ただし，使用料及び賃借料の補助対象となる期間は，交付決定のあった日の属する月から実績報告の前月までに限る。 （例：配線工事（Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む），モデム・ルーター，アクセスポイント，システム管理サーバー，ネットワーク構築など）</p> <p>2 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムの導入に要する備品購入費，使用料及び賃借料，需用費及び役務費とする。使用料及び賃借料の補助対象となる期間は，交付決定のあった日の属する月から実績報告の前月までに限る。</p> <p>3 介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費（介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能なソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等）</p> <p>※1 既に見守り機器を導入している場合において，見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備を行う場合も対象とする。</p> <p>※2 介護ロボットのメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。</p>	<p>1 機器（台）につき7,500千円を上限とし，補助対象経費に二分の一を乗じて得た額。 ただし，様式第1号別紙(1-3)（介護ロボット・ICT導入計画書（3））を添付して申請し，適切と認められるものにあつては，1機器（台）につき7,500千円を上限とし，補助対象経費に四分の三を乗じて得た額とする。このとき，当該様式を添付し申請した場合であっても，その内容によりまたは申請総額が予算額を上回った場合において，補助対象経費に二分の一を乗じて得た額を上限として交付決定を行うことがある。</p>
---	--	--

別表 2

<p>補助対象事業</p>	<p>介護ロボット・ICT導入支援事業補助金交付要綱第2条第2項第4号に定める事業（介護記録、情報共有、請求業務まで一気通貫とするために必要なタブレット端末、介護記録ソフト等の一式を介護サービス事業所に導入する事業）</p>
<p>要件等</p>	<p>次に掲げる1～5について、いずれも満たすことを補助要件とする。</p> <p>1 「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン改訂版」（厚生労働省老健局・令和2年3月発行）や令和4年6月17日老高発0617第1号『「介護サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き Ver.2」の発出について』における「介護サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き Ver.2」を参考に、ICTを活用した事業所内の業務改善に取り組み、導入計画を作成すること。</p> <p>2 「科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence ; LIFE（ライフ）。以下「LIFE」という。）による情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること。</p> <p>3 タブレット端末等を導入する際にあっては、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること（補助目的以外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示（シール等による貼付）を行うなど事業所において工夫すること）。</p> <p>4 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.2版」（令和4年3月）を参考にすること。</p> <p>（補足）SECURITY ACTION について 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する中小企業・小規模事業者等自らが、情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度。 「SECURITY ACTION」の概要説明 https://www.ipa.go.jp/security/security-action/ 「新5分でできる！情報セキュリティ自社診断」 https://www.ipa.go.jp/files/000055848.pdf</p> <p>5 導入年度及び導入翌年度に、別途行われる通知に基づき厚生労働省老健局高齢者支援課に導入製品や導入効果等の報告を行うとともに、ICT導入に関して他事業者からの照会等に応じること。ただし、事業所職員や利用者の個人情報等の照会に応じる必要はないことに留意すること。</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>次に掲げる（1）～（5）について、それぞれ満たす場合において補助対象とする。</p> <p>（1）介護ソフト 介護事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の業務が発生しないこと）。ただし、令和2年3月26日老振発0326第1号『「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」について』において「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」（以下、「ケアプラン標準仕様」という。）の連携対象となる介護サービス事業所の場合は、ケアプラン標準仕様に準拠した介護ソフトであること。日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること（有償・無償を問わない）。また、研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。</p> <p>【留意事項】 補助対象経費については、介護ソフトを新たに導入する際の費用に加え、既に使用している介護ソフトの、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転記不要とするための改修 ・ケアプラン標準仕様や、令和3年10月20日付事務連絡「科学的介護情報システム（LIFE）と介護ソフト間におけるCSV連携の標準仕様について（その3）」（以下、「LIFE標準仕様」という。）に対応するための改修 ・複数の介護ソフトを連携させることや、既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により一気通貫とする（転記等の業務が発生しなくなる）ための改修に要する費用についても対象経費として差し支え無い。 <p>※タブレット端末等による音声入力機能等、職員の入力負荷軽減の機能が実装されている介護ソフトを推奨する。</p> <p>（2）情報端末 タブレット端末等、専ら介護ソフトを使用するための端末であって、介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなどICT技術を活用したものであること。</p> <p>【留意事項】 持ち運びを前提にせず事業所に置くパソコンやプリンター等の端末は対象外とする。</p>

	<p>(3) 通信環境機器等 (1)(2)を利用するにあたり必要な Wi-Fi ルーターなど Wi-Fi 環境を整備するために必要な機器。 【留意事項】 機器の購入・設置のための費用を対象とし、通信費は対象外とする。</p> <p>(4) 保守経費等 クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策、ICT導入に関する他事業者からの照会等に応じた場合の経費など。(ただし、当該年度分に限る。)</p> <p>(5) その他 バックオフィス業務(業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務)のためのソフトの導入に係る経費(ただし、当該年度の補助による場合を含め、一貫通貫(転記等の業務が発生しないこと)の環境が実現できている場合に限る。)</p> <p>※毎月支払を行う介護ソフトの利用料やリース費用も対象とするが、補助対象となる期間は交付決定のあった日の属する月から実績報告の前月までに限る。</p>								
補助額	<p>補助対象経費に二分の一を乗じて得た額と下記「補助上限額」とを比較して少ない方の額を補助額とする。ただし、様式第1号別紙(1-3)(介護ロボット・ICT導入計画書(3))を添付して申請し、適切と認められるものにあつては、補助対象経費に四分之三を乗じて得た額と下記「補助上限額」とを比較して少ない方の額を補助額とする。このとき、当該様式を添付し申請した場合であっても、その内容によりまたは申請総額が予算額を上回った場合において補助対象経費に二分の一を乗じて得た額と下記「補助上限額」とを比較して少ない方の額を上限として交付決定を行うことがある。</p>								
補助上限額	<p>事業所の職員数が、</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>1名以上10名以下</td> <td>1,000千円</td> </tr> <tr> <td>11名以上20名以下</td> <td>1,600千円</td> </tr> <tr> <td>21名以上30名以下</td> <td>2,000千円</td> </tr> <tr> <td>31名以上</td> <td>2,600千円</td> </tr> </table>	1名以上10名以下	1,000千円	11名以上20名以下	1,600千円	21名以上30名以下	2,000千円	31名以上	2,600千円
1名以上10名以下	1,000千円								
11名以上20名以下	1,600千円								
21名以上30名以下	2,000千円								
31名以上	2,600千円								